

氏名： 戒能 民江 (KAINO Tamie)
所属： 人間文化創成科学研究科人間科学系
学位： 法学修士
職名： 教授
専門分野： 法律学 (家族法学、フェミニスト法学)、ジェンダー研究
URL： <http://www.soc.ocha.ac.jp/kaino/>
E-mail： kaino.tamie@ocha.ac.jp

◆研究キーワード / Keywords

ジェンダー／女性の人権／法の生成／政策／女性運動
gender / women's human rights / formation of law / public policy / women's movement

◆主要業績

総数 (5) 件

- ・戒能民江編著 (2008) 『ジェンダー研究のフロンティア第1巻 国家／ファミリーの再構築：人権・政策・私的領域』 作品社、総頁 281
- ・戒能民江 (2008) 「東アジアにおけるジェンダー・ポリティクスの一断面－ DV 政策を中心に」 戒能編著『国家／ファミリーの再構築』 所収、pp.250～275
- ・戒能民江 (2008) 「性差別禁止法制の変容」 法律時報増刊『改憲・改革と法』 日本評論社、pp.241～247
- ・戒能民江 (2007) 「女性への暴力と支援サービス」 岡本民夫ほか編『エンサイクロペディア社会福祉学』 中央法規、pp.974～977
- ・戒能民江 (2007) 「DV・子ども虐待」 ジュリスト増刊『民法の争点』 pp.342~343

◆研究内容 / Research Pursuits

女性に対する暴力と法を主要研究テーマとするが、近年はドメスティック・バイオレンス (以下、DV) に焦点化して、DV 法の立法過程、DV 法制度の比較研究、DV を中心としたジェンダー政策研究を中心に展開している。19 年度は、21 世紀 COE プログラムの最終年度に当たり、拠点リーダーとして、拠点形成事業における共同研究のまとめと成果発信に力を尽くした。21 世紀 COE プログラムの成果は『ジェンダー研究のフロンティア』として 5 巻本にまとめて刊行した。また、科学研究費補助金と COE 研究の連携を行い、「東アジアにおける DV 被害者の生活再建支援政策の比較研究」をおこない、19 年度は台湾調査および国内調査を実施するとともに、研究のまとめとして国際シンポジウムを主催して韓国、台湾、日本の DV 法・DV 政策の比較検討を試みた。共同研究の成果は報告書にまとめた。

◆教育内容 / Educational Pursuits

学部では家族法Ⅰ・Ⅱおよび家族法演習を担当し、家族法では婚姻法および親子法をとりあげ、演習では法とジェンダーをテーマに判例研究を行っている。大学院では、法女性学演習のほかに、男女共同参画副専攻の「ジェンダー立法過程論」を担当し、ジェンダー政策、立法過程論、DV法制定過程におけるエージェンシーの機能、韓国との比較など、オムニバス方式で各領域の専門家や行政・立法の担当者、国会議員、NGO関係など多彩な講義をコーディネートした。本学学生は法学専門ではないので、法学の基礎知識を織り込みながら授業を行い、できるだけ判例や事件を素材に現代的課題を取り上げ、リーガルマインドの養成に努めている。大学院においては、ジェンダー研究の視点から、ジェンダー理論と法学理論の交差に努めている。大学院博士後期課程においては、5名の学生の指導にあたった。

◆研究計画

DV研究の成果を発展させ、性暴力一般についての法理論の構築作業へと研究を進めていく。また、ジェンダー法学方法論について、アジアから発信する理論構築をめざす。

◆メッセージ

ジェンダーおよび女性や子どもの人権について関心を持ち、社会のなかで生きにくさを感じている人びとにこころを寄せる学生さんとともに学んでいきたいと願っています。